

公募要項 質問と回答

No.	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	質問内容	回答												
1	公募要項	2	1		(6) 4)	ユーティリティの 電気につきまして、電力料金の平成13年度実績単価が参考値で示されておりますが、東電からの買電以外の価格要素も多分に含んでおり、また北部第二下水処理場の全体使用電力量の変動が電力料金単価の価格変動にも影響を及ぼすかと思われま す。今後の電力料金単価変動の見通しと、過去10カ年程度のKWhあたりの電力料金単価実績をご教示願います。	今後の電気料金単価変動の予測は困難です。過去10ヶ年の電気利用料金単価は、次の通りです。 H13 5.5, H12 5.9, H11 6.5, H10 7.0, H9 6.8, H8 6.3, H7 5.9, H6 11.8, H5 12.1, H4 12.1 (円/kwh)												
2	公募要項	2	1		(6) 4)	電力料金は平成13年度で5.5円/ k w hですが、今後10年間は大きな変動はないと考えてよろしいでしょうか。	同上												
3	公募要項	4	図			事業方式イメージ図 改良土利用者で本市公共工事・公益工事・その他工事とありますが当該プラントの平成2～13年の利用者別使用実績をお教え下さい。また20mmアンダーの改良土の製造実績もお教え下さい。	平成10年度以前は、ほとんどが下水道局工事です。平成11年度から平成13年の利用実績は次の通りです。 平成12年度 下水道局 52,037(m3) 道路局 1,611 港湾局 1,736 平成12年度 下水道局 21,322(m3) 港湾局 629 環境事業局 200 道路局 167 平成13年度 下水道局 14,444(m3) 交通局 895 また20mmアンダーの改良土の製造実績はありません。												
4	公募要項	8	4	4.1	(2)	発生土受入時の品質基準の周知は工事発注時等も含めて、実施できないでしょうか。	本市公共工事における発注時の品質基準の周知については、契約後定められる施設利用要領に基づき、本市において関係部局との調整を行い、その周知に努めます。 発生土受入時の品質基準の周知については、事業者側で行って下さい。												
5	公募要項	8	4	4.1	(2)	平成13年度の横浜市公共工事の掘削土処理フロー図がありますが、今後の建設投資額をお教え下さい。	将来の建設投資額は確定しておらず、提示することは出来ません。過去10年間の下水道建設投資実績は、下水道局ホームページ(アドレス) http://www.city.yokohama.jp/me/cplan/mizu/index.html "下水の話" "財政" をご覧ください。												
6	公募要項	8	4	4.1		フロー図 掘削土の流れはこの図により読み取れますが、埋め戻しに、山砂がどれだけ使用されているか、数量の把握をされていれば公表して頂きたい。	リサイクル法が施行されており、現在の公共事業においては、やむを得ない場合のみ山砂を使用している状況です。従って、現在、山砂はほとんど使用されておらず、改良土ないしはリサイクル材が使用されています。												
7	公募要項	9	4	4.1	(5)	焼却灰料金の支払い条件はどのような形でしょうか。	本市で測定した灰使用量に基づき焼却灰料金を算出後納入通知書を発行し、指定金融機関に納入していただきます。 本市は事業者に、四半期毎に請求し、事業者は請求後30日以内に支払うものとします。												
8	公募要項	9	4	4.1	(5)	石灰系及び高分子系焼却灰の性状及び発生量の今後の変更見込みについてはどのように考えればよいでしょうか。2種類の焼却灰のセンター側の貯留量はどの程度の大きさで、輸送の順番等はどうなりますか。	将来の性状及び発生量の予測は困難です。センター側の灰ホッパーの貯留量は 1号炉(石灰系) 24t×2 2号炉(石灰系) 24t×2 3号炉(高分子系) 30t×2 4号炉(高分子系) 30t×2 通常は3炉運転(1又は2、3、4号炉)をしていますので、貯留能力は168tとなります。 輸送の順番については指定はありませんが、原則としてホッパーが満量に近いものから、引いていただきます。 なお、北部污泥処理センターから改良土プラントへの高分子系焼却灰輸送については、石灰系焼却灰に比べ輸送量が低下することが想定されます。対策としては、灰集塵機の改造、風量を低くする(この場合制御装置の改造が必要)等が考えられます。 また、焼却灰の粉体物性測定を実施しましたので参考として明示します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>石灰系</th> <th>高分子系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安息角(度)</td> <td>54.7</td> <td>43.9</td> </tr> <tr> <td>流動性指数</td> <td>36</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>噴流性指数</td> <td>64.5</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>		石灰系	高分子系	安息角(度)	54.7	43.9	流動性指数	36	61	噴流性指数	64.5	80
	石灰系	高分子系																	
安息角(度)	54.7	43.9																	
流動性指数	36	61																	
噴流性指数	64.5	80																	

No.	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	質問内容	回答
9	公募要項	9	図			改良土使用量の実績推移図の他プラントとは何でしょうか。他プラントの能力もお教え下さい。	まず、市の水道局が保有するプラントが小雀にあります。平成15年4月より、小雀浄水場の汚泥は全量下水道局で処理するため、平成15年3月に廃止される予定です。 小雀プラントの実績は、H8年度～H12年度については、約6,000～11,000m3です。 他のプラントは民間プラントのため、能力等は、応募者において確認して下さい。
10	公募要項	10	4	4.1	(6)	焼却灰の買取責任の範囲について：万が一、年間買取量に不足を生じた場合の負担金は焼却灰の購入費用を負担するのみでよいのでしょうか。	公募要項P.10 4.1(6)焼却灰の引き取り義務 にある通り、事業者は焼却灰を引き取り、改良土やその他の方法により有効利用するものです。また、有効利用できない場合には、事業者は産業廃棄物として、適正に処理するものです。
11	公募要項	10	4	4.1	(7) (9)	改良土の強度について 粒状化改良土のような、現状とは異なる改良土を提案してもよいのでしょうか。もしも可能であれば、改良土の処理料金3,000円/m3（税抜き）の変更は可能ですか。	公募要項P.10 4.1(7)に示す通りの品質、かつ安全性が確保されれば、可能です。 改良土料金の変更は、市の公共事業費に影響を与えるため、公募要項P.10 4.1(9)に示す通り、物価変動を基本とします。
12	公募要項	10	4	4.1	(8)	施設が故障した場合の修理業者について 修理業者に指定はありますか。	指定はありません。
13	公募要項	10	4	4.2	(9)	販売価格3,000円/m3は公共工事発注仕様書（下水道局他）に使用指定をしてもらえるのでしょうか。	現在の本市の設計単価は、3,000円/m3です。 また「本市工事に伴い排出する建設発生土等の処分量」において、改良土を利用する場合は、本プラント等を利用することを規定しています。
14	公募要項	10	4	4.1	(9)	改良土の処理料金3,000円/m3（税抜き）について この処理料金は残土の受入れ費のみでしょうか。それとも、残土の受入れ費+改良土販売費のセット価格でしょうか	建設発生土の受入費と、改良土の販売費を併せた価格とお考え下さい。
15	公募要項	11	4	4.1	(11)	「改良土もしくは発生土を無償で本市より引き継ぐものとする」とありますが、製品としての販売時は問題ありませんが、廃棄処分時は産業廃棄物に相当する量が問題であり、産業廃棄物扱いの改良土の量が少ないほうが好ましいことは明かです。改良土と発生土の比率は半分程度と想定してもよろしいでしょうか。	改良土は、需要を見ながら生産しますので、大半が建設発生土となります。
16	公募要項	11	4	4.1	(14)	「事業者はそのすべての責任が建設発生土を持ち込んだものにあることが明確となるような契約を取り交わすこととします。」とありますが、相手は工事請負業者と解釈してよろしいでしょうか。通常は元請業者と想定されますがこれに限定してよろしいでしょうか。	元請け業者の責任が明確になるような契約を取り交わして下さい。
17	公募要項	15	5	5.1	(1)	年間を通して焼却灰は発生すると想定されますが、改良土の需要は季節変動が大きい状況にあります。一般には、焼却灰等の安定材使用量は、年初に通年の月別使用量計画を立案し、合計値を年間使用量に合わせます。月別の変動幅は通常の平均値基準で35%以下が推定されます。月別変動のある、この考え方は受け入れられるのでしょうか。	過去3年間の月別の焼却灰発生量を追加資料に示します。これらの資料をもとに、計画を策定してください。
18	公募要項	15	5	5.1	(2)	補助金付施設建設で増設工品質・施工・検査などの面で制限等がありますか。設備の耐久性は10+1年で可でしょうか。	著しく不適当な品質・施工がなければ特に制限はありませんが、補助対象設備についての詳細は、国との協議によります。
19	公募要項	15	5	5.2	(2)	設計は市と協議・完了後、市の確認を受け、図書は提出・施設の引渡しで完工確認、完工検査とあるが、その工品質仕様はどの程度ですか。（市の標準レベル、事業者使用基準、その他）	性能発注を基本としていますので、仕様の指定はありません。
20	公募要項	15	5	5.2	(3)	増設工事で市の工事監督はどの程度あるのでしょうか。施工時 完工時（届出書類が市の標準、事業者標準、その他）	事業者からの報告を受けて、本市は完了確認等を行います。
21	公募要項	16	6		(3)	改良土プラントにおける焼却灰の貯留設備および石灰の貯留設備の容量を決定するにあたり、焼却灰の購入量を想定する必要があります。焼却灰の購入は毎日行なうべきものなのか、それとも必要に応じて行なえばよいのか御教示下さい。	基本的には、毎日の移送で考えております。追加資料として示した、過去3年間の月別の焼却灰発生量に合わせて運営計画を策定し、毎年提出していただく運営計画書に従って焼却灰を引き取って下さい。

No.	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	質問内容	回答
22	公募要項	16	6		(3)	改良土プラントにおける石灰の使用量を想定するにあたり、事業の終了する平成26年3月までに横浜市殿より石灰分を多く含む石灰系の焼却灰を購入できる量を把握する必要があります。そこで平成15年から平成26年3月までの石灰系焼却灰の発生量について可能な限り短いスパンで（可能であれば月間の石灰系焼却灰の発生量を）御教示下さい。	既設石灰系焼却炉の今後の更新計画が未定のため、想定が困難です。
23	公募要項	17	6		(4)	改良土プラントにおける石灰の使用量を想定するにあたり、事業の終了する平成26年3月までに横浜市殿より購入する焼却灰の性状（特に石灰の含有量）を把握する必要があります。そこで高分子系および石灰系の焼却灰の性状はどの程度の幅で変動するものなのか御教示下さい。	公募要項P.17 6(4) 焼却灰の性状 で提示した資料を参考に、事業者の責任において判断して下さい。

追加資料

平成11年度～14年までの北部汚泥処理センターの焼却灰発生量を次のとおり示します。

焼却灰発生量の推移(H11,12,13,14年度 月別)

